

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

香川県が公表している金倉川の想定浸水区域によると、当所が立地する東浜の地域において、想定最大規模の場合は0.5m～3mの浸水と予測されているほか、市街地商業エリア（本通、仲の町）においても同様に0.5m～3mの浸水が予測されている。また、製造業が多く立地する西港町及び東港町においても、一部浸水想定区域外を除き大部分で最大0.5m～3mの浸水被害が予測されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、白方地区を中心に土砂災害警戒区域等が指定され、当所が立地する多度津山周辺についても、警戒区域・特別警戒区域があり、急傾斜崩落が生じる恐れがあるエリアに近いことから、注意が必要である。また、一部製造業が土砂災害警戒区域内に位置しているほか、区域内には民家が多く立地している地域もある。

(地震のゆれ：ハザードマップ)

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と言われており、当町のハザードマップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、町内では、最大で震度6強のゆれが予測されている。また、製造業の多くが集中する西港町及び東港町については埋立地であることから、液状化にも警戒が必要である。

(津波：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、津波による浸水深は河川付近の一部を除き、最大で1m～2m（堀江、西白方等）であり、沿岸部を中心に津波浸水面積は284haと予測されている。

(ため池)

当町には大小52か所の公有ため池が点在しており、そのうち防災上重要なため池が39か所ある。地震や大雨等により堤防が決壊した場合、特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップ等により浸水想定区域が予測されている。

(その他)

町内の桜川流域及び沿岸部では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。平成16年の台風16号においては、高潮等により住家330棟（床上93棟、床下237棟）の浸水被害をはじめ、広い範囲に多大な被害をもたらした。近年でも平成29年の台風18号により、大雨・洪水等の影響のため桜川流域を中心に住家293棟（床上84棟・床下209棟）に浸水被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・ 商工業者等数 748人

・ 小規模事業者数 577人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地と周辺環境)
建設業	90	83	町内広く分散している

製 造 業	125	85	主力は沿岸部に多い
卸・小売業	204	141	市街地に多く、エリア内に桜川が流れている
サービス業	318	259	市街地に多く、エリア内に桜川が流れている
その他	11	9	
合 計	748	577	

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・多度津町地域防災計画及び事業継続計画の策定・更新
- ・各避難所における備蓄品の整備
- ・災害種別毎のハザードマップの作成と作成に係る地域ワークショップの開催
- ・個別のハザードマップを統合した総合ハザードマップと防災のしおりの全戸配布
- ・地域（4校区）毎の防災訓練の実施
- ・事業者との災害時支援活動や緊急避難場所の提供等に関する協定の締結
- ・多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナー、個別相談会の開催
- ・損害保険会社と連携した損害保険加入の促進
- ・防災備品(簡易ヘルメット)の常備
- ・多度津町が実施する防災訓練の参加及び協力

## II 課題

現状では、自然災害時等による緊急時の取組について明確な取り決めはなく、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険や共済で災害リスクに備えることを助言できる職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和3年7月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

**< 1. 事前の対策 >**

- ・既に策定済みの各種計画、マニュアル等について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みできるようにする。

**1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知**

- ・巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いて事業所の立地による被害リスクを認識させ、軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCP策定に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓蒙セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

**2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成**

- ・多度津商工会議所事業継続計画（令和3年作成）（別添参照）。

**3) 関係団体等との連携**

- ・損保会社と提携して専門家派遣を依頼し、会員以外の事業者も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

**4) フォローアップ**

- ・小規模事業者のBCP等の取組状況の確認
- ・多度津町事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（周辺の家屋や道路状況等）を当所と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、多度津町における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。  
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

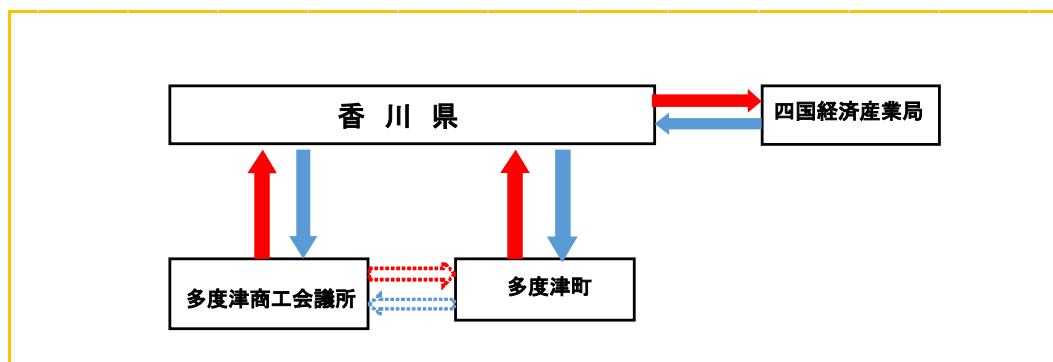
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 当所と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当所と当町が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当所又は当町より香川県へ報告する。
- 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当町が共有した情報を香川県の指定する方法にて当所又は当町より香川県へ報告する。



### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、多度津町と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 国、県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

#### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

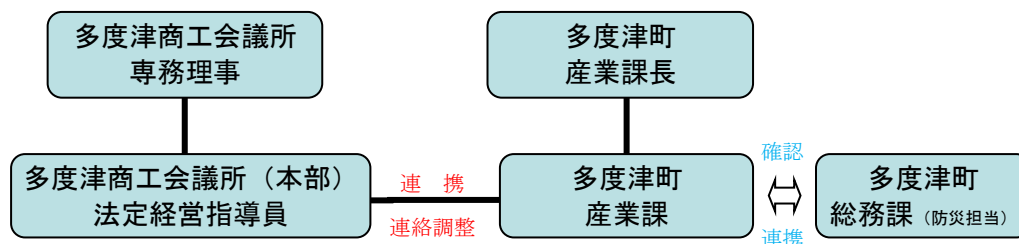
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 谷口 正典 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会議所

多度津商工会議所 商工相談所

〒764-8508 香川県仲多度郡多度津町東浜6-30

TEL : 0877-33-4000 / FAX : 0877-33-4713

E-mail : tadotsucci@tadotsucci.sakura.ne.jp

②関係市町

多度津町役場 産業課

〒764-8501 香川県仲多度郡多度津町栄町1-1-91

TEL : 0877-33-1113 / FAX : 0877-33-0600

E-mail : sangyou@town.tadotsu.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	20	20	20	20	20
・ 防災・感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、多度津町補助金、香川県交付金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし